

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について（薬局の皆様へのご案内） 三重県

この支援事業については、薬局等のみなし居宅療養管理指導事業所も対象となり得ることから、以下のとおり、薬局の皆様にご案内します。申請方法等については、三重県HPよりご確認をお願いします。

《三重県HP》 <https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/p0015500034.htm>

1. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組みサービス提供を行った事業所などを対象に、介護報酬の対象とはならない、かかり増し経費（感染防止対策として平常時より追加で必要となった経費）等に対して支援を行います。

(1) 支援額上限：3万3千円

(2) 対象経費

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要となったかかり増し経費 ※介護事業所としての業務に必要な経費に限られます。

【かかり増し経費の例】※例示であり、これに限られるものではありません

- ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、消毒費用
- ・ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）等

(3) 留意事項：令和2年1月15日以降に介護保険の請求実績がある場合に補助対象となります。

2. 在宅サービス事業者による利用者への再開支援（詳細は県ホームページで）

3. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業（詳細は県ホームページで）

4. 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

新型コロナウイルスの感染リスクと向き合いながら事業所・施設等で勤務し、利用者との接触を伴う業務に従事した職員に対し、事業所・施設等を通じて慰労金を支給します。

(1) 支援額

① 利用者新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員 1人20万円若しくは5万円を給付

② ①以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員 1人5万円を給付

(2) 対象者

慰労金の給付対象となる職員は、(I)及び(II)に該当する者です。

(I)介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員

(II)以下の①、②のいずれにも該当する職員

① 介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者（勤務した日が、令和2年1月30日から令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上）

② 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員

※ 薬局薬剤師については、上記(I)、(II)①、②を満たし、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、令和2年1月30日から令和2年6月30日までの間に10日以上ある薬剤師が対象となります。

各事業とも対象となる薬局が限定されます。詳細は、三重県HPか下記の間合せ先でご確認ください。

5. 間合せ先

支援金・慰労金（介護）コールセンター（三重県）

電話番号 059-224-3169 , 059-224-3184（受付時間は平日9:00~17:00）